

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	八幡平市

八幡平市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 八幡平市役所農林課
所在地 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地
電話番号 0195-74-2111
F A X 番号 0195-74-2102
メールアドレス nourin@city.hachimantai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス、キジバト、ドバト、カルガモ、ニホンジカ、ハクビシン、イノシシ、カワウ、アオサギ、コサギ、ダイサギ、アマサギ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	八幡平市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	飼料作物（デントコーン等）、野菜（スイートコーン等）、果樹（りんご等）	712a 6,203千円
カラス、キジバト、ドバト、カルガモ	水稲、豆類、スイートコーン、トマト、きゅうり 牧草ロール、ビニールハウス	—
ニホンジカ	水稲、果樹、豆類、スギ・カラマツ幼齢木の食害	—
ハクビシン	果樹	—
イノシシ	飼料用作物（牧草等） 果樹（りんご等） 水稲、いも類	159a 1,038千円
カワウ	放流魚、養魚	—
アオサギ、コサギ、ダイサギ、アマサギ	水稲、養魚	—

※被害面積及び金額については、被害農家等から報告のあったものを基礎資料としている事から市全体の被害を正確に反映したものではない。

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による農作物被害は、そのほとんどがツキノワグマやカラス等の鳥類などであるが、最近、イノシシによる農作物被害が増えてきている。ツキノワグマは6月から10月にかけて、特にデントコーンやスイートコーンの食害が多い。被害地域は山間部や人里周辺が中心であるが、人里や観光地での出没が確認されるようになり人的被害が懸念される。

カラス等の鳥類にあっては、水稲、豆類、スイートコーン、その他果菜類等への被害が多く、特にカラスは、ビニールハウスや牧草ロールへの加害も

見受けられるが、被害算定は出来ない程度である。

イノシシは、平成28年度から目撃情報が寄せられているが、現時点において、市内一円で目撃されるようになり、生息範囲及び活動範囲が拡大しているものと思われる。今後農作物のみならず農地や人的被害の拡大が懸念される。

ニホンジカの出没頭数は増加傾向にあり、農作物等被害の拡大が懸念される。

ハクビシン及びカワウは、目撃や被害が確認されており今後被害の拡大が懸念される。

アオサギ、コサギ、ダイサギ、アマサギによる被害は、被害算定できない程度であるが水稲の踏み荒らし被害及び養魚の食害が報告されており、今後被害の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
ツキノワグマ	被害金額	6,203千円	5,600千円
	被害面積	712a	640a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会へ有害鳥獣捕獲を委託し、追い払い等を実施している。</p> <p>箱わなを購入し捕獲を実施している。</p> <p>被害防止のため、市民に対して注意喚起を促している。</p>	<p>捕獲用わなの設置に係る人員の確保。</p> <p>鳥獣捕獲に携わる猟友会員について、入会者がわずかながら増えているものの、会全体の高齢化が進行し、担い手不足が懸念される。</p> <p>イノシシ等、新たな鳥獣の目撃があり、それらへの対応も必要となる。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>市単独事業により電気柵の設置に対して一部助成を実施している。</p>	<p>食害等の被害防止をするため、電気柵等による自主的な防護対策を推進していく必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

従来の捕獲体制に加え、追い払いや防護柵等の自己防衛策に対する住民の意識や知識の向上、捕獲方法の検討により被害防止対策を推進する。

獣類については、誘引物の撤去や防護柵等の設置を推進し、農作物被害防止に努める。

カラスについては、繁殖期の春を中心に銃器及びわなによる捕獲を実施する。

アオサギ、コサギ、ダイサギ、アマサギについては、防護ネット等の設置を推進することにより被害防止に努める。

また、鳥獣被害対策協議会及び関係機関との連携により、農作物被害等の把握や鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲活動を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣の捕獲については、猟友会へ有害鳥獣捕獲業務を委託し、迅速な捕獲が実施できるように体制を整備している。また、鳥獣被害対策実施隊を平成27年7月1日付けで設置している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度 ～6年度	ツキノワグマ、カラス、キジバト、ドバト、カルガモ、ニホンジカ、ハクビシン、イノシシ、カワウ、アオサギ、コサギ、ダイサギ、アマサギ	被害状況などの情報収集や被害防止方法の検討を行う。また、猟友会との連携を強化し、迅速な捕獲体制を構築するとともに狩猟者の確保と育成に努める。 鳥獣毎に効果的な捕獲用わなの導入を検討する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

県の鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適正な捕獲を実施する。

ツキノワグマについては、農作物被害防止のため必要最小数の捕獲を実施する。

カラス等の鳥類については、従来の捕獲方法に加えて、新たな捕獲方法についても検討を進めながら捕獲を実施する。

ニホンジカ、ハクビシン及びイノシシについては、農作物等被害の増加が予想されることから効果的な捕獲方法を検討するとともに積極的に捕獲を実施する。

アオサギ、コサギ、ダイサギ、アマサギについては、水稻の踏み荒らしや養魚の食害が発生しており、必要に応じた捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カラス	700	700	700
キジバト	50	50	50
ドバト	30	30	30
カルガモ	50	50	50
ニホンジカ	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する
ハクビシン	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する
イノシシ	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する
カワウ	50	50	50
アオサギ、コサギ、 ダイサギ、アマサ ギ	20	20	20

捕獲等の取組内容
被害状況や目撃・出没情報に応じて、猟友会の協力により捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果の期待できる方法で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の設置、罠及び散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生しており、ツキノワグマによる被害は例年多く確認されている。イノシシについては、生息範囲の拡大に伴い、農作物等の被害が拡大傾向である。また、ニホンジカについても、生息域が増加傾向にあり、農作物の被害拡大が懸念される。 ・散弾銃の有害捕獲では、遠距離での捕獲がむずかしく、射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり、精度も上がるため捕獲率が向上する。 <p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による ・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲時期：4月～3月 捕獲場所：市内一円

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
八幡平市全域	アオサギ、コサギ、ダイサギ、アマサギ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
ツキノワグマ	電気柵 5基 (1基当り500m)	電気柵 5基 (1基当り500m)	電気柵 5基 (1基当り500m)

(2) その他被害防止に関する取組

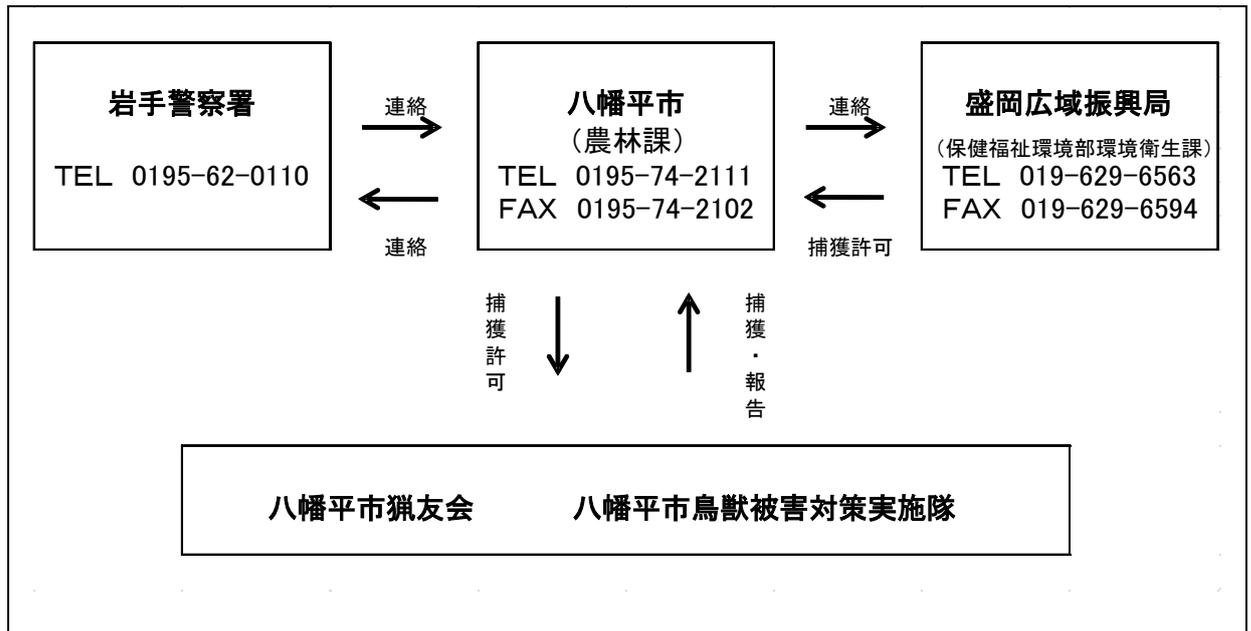
年度	対象鳥獣	取組内容
4年度 ～6年度	ツキノワグマ、 カラス、キジバト、 ドバト、カルガモ、 ニホンジカ、ハクビシン、 イノシシ、カワウ、 アオサギ、コサギ、 ダイサギ、アマサギ	市広報等による電気柵等被害防除用機材の普及や誘引物の適正処理及び周辺環境整備など被害防止対策の普及啓発等の効果的な被害防止に取り組む。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
八幡平市	有害鳥獣捕獲等の許可、有害情報収集、連絡調整
八幡平市猟友会	有害鳥獣捕獲活動の実施、意見提言
八幡平市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲活動の実施
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
盛岡広域振興局農政部	農業鳥獣被害対策における指導、助言
盛岡広域振興局林務部	林業鳥獣被害対策における指導、助言
岩手警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法については、生態系に影響を与えないような方法で焼却及び埋設により適切に処理し、野生鳥獣保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

放射性物質による出荷制限があり、食品として利用していない。また、出荷制限解除の目途が立っておらず、現時点では計画していない。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八幡平市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
岩手北部森林管理署	林業被害、鳥獣生息状況等の提言
新岩手農業協同組合	農業被害状況等の提言
盛岡広域森林組合	林業被害、鳥獣生息状況等の提言
浄安森林組合	林業被害、鳥獣生息状況等の提言
八幡平市猟友会	農林業被害、鳥獣生息状況等の提言、有害鳥獣捕獲
鳥獣保護巡視員	鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言
八幡平市	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
盛岡広域振興局農政部	農業鳥獣被害対策活動の指導、助言
盛岡広域振興局林務部	林業鳥獣被害対策における指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

八幡平市鳥獣被害対策実施隊 平成27年7月1日設置 隊員：49名（令和3年7月1日現在） 【主な活動内容】 ・有害鳥獣の追い払い ・有害鳥獣捕獲
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

計画が現況に適さないと判断されるときは、関係機関と協議し計画の見直しを行い、効果的な被害防止に努める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--